

## 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 概要

4 G周波数における5 Gの導入及びBWAの高度化等に向けた電波法施行規則等の一部改正に伴い、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）について、所要の規定の整備を行うもの。

改正事項及びその概要は次のとおり。

### （1）電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の一部改正

#### ア 周波数分割複信方式を使用する5 Gの技術基準の新設に係る無線設備規則の改正（同令第49条の6の13）に伴う、5 Gに係る規定の改正

【改正を行う条項】

第1条第2項第13号

#### イ 5 Gと互換性のあるBWAの技術基準の新設に係る無線設備規則の改正（同令第3条第12号の2、第49条の29の2）に伴う、BWAに係る規定の改正

【改正を行う条項】

第1条第2項第19号